

自主防災組織スキルアップ研修業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2024年（令和6年）5月8日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務の名称

自主防災組織スキルアップ研修業務

(2) 業務内容等

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から2025年（令和7年）2月28日まで

2 委託費

委託費の上限は、2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 本業務の公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 自主防災組織役員等の、防災知識の習得・スキルアップに繋がる事業経験と人材情報を有する者であること。

4 審査項目及び評価内容

実施要領に定めるとおりとする。

5 受注候補者の特定

自主防災組織スキルアップ研修業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）における評価を基に本業務の受注候補者を特定する。

6 参加申込みの手続等

(1) 担当課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎5階）
福山市総務局総務部危機管理防災課
電話：084-928-1228（直通）
FAX：084-926-0845
E-mail：kikikanri-bousai@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2024年（令和6年）5月8日（水）
実施要領等の配付期間	公告の日から同年5月22日（水）まで
質問書の受付期間	公告の日から同年5月27日（月）まで
質問に対する回答	2024年（令和6年）5月30日（木）まで適宜行う。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年5月22日（水）まで
企画提案書の提出者の選定通知	2024年（令和6年）5月23日（木）
企画提案書受付期間	2024年（令和6年）5月23日（木）から同年6月3日（月）まで
プレゼンテーションの実施	2024年（令和6年）6月10日（月）予定
企画提案書の選定通知	2024年（令和6年）6月17日（月）予定

(3) 実施要領等の配付期間及び配付方法

ア 配付期間

2024年（令和6年）5月8日（水）から同年5月22日（水）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付方法

上記6(1)の場所での交付又は本市ホームページに掲載

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、書面審査において受注候補者として適否を審査するものとする。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、審査会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上契約を締結するものとする。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格のない者が参加申込をした場合
- (2) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (5) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (6) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (7) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、実施要領に定めるところによるものとする。